

## 平成23年第2回上里町議会定例会会議録第3号

平成23年6月6日(月曜日)

本日の会議に付した事件

- 日程第18 上里町議会副議長辞職許可について  
日程第19 (選挙第7号)上里町議会副議長選挙について  
日程第7 (町長提出議案第31号)専決処分の承認を求めることについて  
日程第8 (町長提出議案第32号)専決処分の承認を求めることについて  
日程第9 (町長提出議案第33号)専決処分の承認を求めることについて  
日程第10 (町長提出議案第34号)上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第11 (町長提出議案第35号)上里町税条例の一部を改正する条例について  
日程第12 (町長提出議案第36号)上里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第13 (町長提出議案第37号)上里町介護保険条例の一部を改正する条例について  
日程第14 (町長提出議案第38号)字の変更について  
日程第15 (町長提出議案第39号)平成23年度上里町一般会計補正予算(第1号)について  
日程第16 (町長提出議案第40号)平成23年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)について

出席議員(13人)

1番	植原育雄君	2番	山下博一君
3番	植井敏夫君	4番	高橋正行君
5番	納谷克俊君	6番	中島美晴君
7番	荒井肇君	8番	新井實君
9番	小暮敏美君	10番	沓澤幸子君
11番	高橋仁君	12番	伊藤裕君
13番	根岸晃君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	高野正道君
教育長	山下武彦君	総務課長	戸矢隆光君
総合政策課長	石原秀一君	税務課長	福島雅之君
町民環境課長	木村隆之君	福祉こども課長	関根健次君
健康保険課長	高杯一美君	まち整備課長	岩田貞祐君
産業振興課長	吉田雅幸君	学校教育課長	山口正彦君
指導室長	福島慶治君	資料館長	外尾常人君

事務局職員出席者

事務局長 横尾邦雄 主任 戸矢信男

開 議

午前9時0分開議

議長（伊藤 裕君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。

日程の追加について

議長（伊藤 裕君） 副議長高橋正行議員より上里町議会副議長の辞職願が6月2日に提出されております。

お諮りいたします。

この際、副議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、副議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

日程第18 上里町議会副議長辞職許可について

議長（伊藤 裕君） 日程第18、上里町議会副議長辞職許可についての件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、高橋正行議員の退席を求めます。

〔高橋正行議員退席〕

議長（伊藤 裕君） まず、事務局をして辞職願を朗読させます。  
事務局。

〔事務局朗読〕

議長（伊藤 裕君） お諮りします。

高橋正行議員の副議長辞職を許可することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立多数です。

よって、高橋正行議員の副議長辞職は許可されました。

この際、高橋正行議員の退席を解きます。議席へお戻り下さい。

〔高橋正行議員着席〕

議長（伊藤 裕君） 暫時休憩いたします。

午前9時5分休憩

午前9時10分再開

議長（伊藤 裕君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加について

議長（伊藤 裕君） お諮りします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

日程第19 選挙第7号 上里町議会副議長選挙

議長（伊藤 裕君） 日程第19、選挙第7号 上里町議会副議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

議長（伊藤 裕君） ただいまの出席議員は13名であります。

会議規則第32条第2項の規定により立会人に9番小暮敏美議員、10番沓澤幸子議員、11番高橋仁議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

議長（伊藤 裕君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

議長（伊藤 裕君） 異状はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

これより投票に移ります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じ、順次

投票をお願いします。

〔事務局長氏名を点呼、投票〕

議長（伊藤 裕君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

これより開票いたします。

先ほど立会人に指名いたしました小暮敏美議員、沓澤幸子議員、高橋仁議員の立ち会いをお願いいたします。

〔開票、投票点検〕

議長（伊藤 裕君） 会議規則第33条第1項の規定により選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち、

有効投票数 8票

無効 5票

有効投票中、

新井 實議員 7票

沓澤幸子議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2票であります。

よって、新井實議員が当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖解除〕

議長（伊藤 裕君） ただいま副議長に当選されました新井實議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

副議長に当選されました新井實議員から承諾及びあいさつをお願いいたします。

〔8番 新井 實君発言〕

8番（新井 實君） 副議長選挙におきましては、議員多数の皆様の御推挙をいただきましてありがとうございます。今日から、現職の伊藤議長を支え助けながら、住民の意見や要望を執行部とのパイプ役としてやりながら、また議会の本来のあるべき姿、存在意義とその地方における役割等々について、去年あたりから名古屋や鹿児島等々でいろいろな軋轢があつたりしますので、副議長として議長と相談しながら、また議員の皆様のご意見を受けとめて執行部との間に、時にはチェック機能として、そしてまた提案や集約等々いろいろと議会の果たすべき役

割を今後皆さんと共有して、上里町と議会の発展のために尽力していく所存でありますので、今後ともひとつよろしくお願いします。

どうもありがとうございました。

議長（伊藤 裕君） 暫時休憩いたします。再開は9時30分からといたします。

午前9時20分休憩

午前9時30分再開

議長（伊藤 裕君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 町長提出議案第31号 専決処分の承認を求めることについて

議長（伊藤 裕君） 日程第7、町長提出議案第31号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて。

1ページをお願いいたします。

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第44号）が平成23年3月30日に公布されたことに伴い、上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、平成23年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づきまして報告し、承認を求めるものでございます。

今回の改正の趣旨でございますけれども、加入者の低所得化や医療費の高騰などでしわ寄せが来ている中間所得層の負担軽減を目的としたものでございます。

概要でございますけれども、条例第2条第2項から第4項であります。平成23年度の国民健康保険税から基礎課税額に関わる課税限度額を51万、現行が50万円でございます。後期高齢者支援金等課税額に関わる課税限度額を14万円、現行が13万円、介護納付金に関わる課税限度額を12万円、現行が10万円、にそれぞれ引き上げることとしたものでございます。

なお、条例第20条は条例第2条の改正に伴う関連箇所の文言の整理でございます。

次に、附則ですが、第1条の施行期日につきましては、平成23年4月1日から施行するもので、第2条の適用区分につきましては、改正後の条例の規定は平成23年度以後の国民健康保険税に適用し、22年度分については従来の例によるものとしたものでございます。

以上をもちまして、専決処分いたしました上里町国民健康保険税条例改正の内容説明とさせ

ていただきます。慎重審議をいただき、御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 10番の沓澤です。質問したいんですけども、今回の専決処分の内容は、医療費分、後期高齢者支援金課税分、介護保険金課税額等の最高限度額を引き上げるという提案であるというふうに思うわけでありまして、この最高限度額に適用する方が上里町には何世帯、何人ほどおられるのか、医療分、後期高齢者分、介護納付分それぞれについて伺います。

また、この限度額に該当する方々の所得、どの位の所得でこの最高限度額に該当するのか、その点について伺いたいと思います。

議長（伊藤 裕君） 税務課長。

〔税務課長 福島雅之君発言〕

税務課長（福島雅之君） ただいまの御質疑について御説明申し上げます。

たまたま今現在が、大変恐縮でございますが、23年度というのが所得割等の計算中ございまして、平成23年3月、昨年度の末の現在の数字でお答えさせていただきたいと存じます。

まず、最初の医療保険相当分については、49世帯の方々が対象になっておるところでございます。それから、後期高齢者関係につきましては、88世帯の方々が対象になっておるところでございます。

続きまして、介護納付金分についての世帯数でございますが、23世帯の方々が対象となっているところでございます。ちょっと人数的については把握は今のところできませんので、一応世帯数という形の中でお答えをさせていただいたところでございますが、御了承願いたいと存じます。

続きまして、限度額にどのような方が該当するかという計算的な考え方かという御質疑かということをお話をさせていただきたいと思います。

今度、改正につきまして、一つの試算として1件の家庭が4人家族として仮定させていただきました。まず、御主人が自営業という形の中で年齢的には45歳と仮定させていただきました。奥様につきましては、専業主婦ということで年齢的には42歳というふうに仮定をさせていただきました。お子様につきましては子供さん2人ということで、まだ年齢的にも小学生、あるいは中学生の前半というふうに仮定をさせていただいたところでございます。

そういった仮定の中で、どの方が限度額の対象になるのかという話でございますが、今回この医療分につきましては、現在総所得額が890万6,000円ほど、この数字から働いている方がお1人でございますので、基礎控除33万円を控除いたしますと、その数字に対して5.2%がかかっていると、こんなような計算になるわけでございます。基本的にはこの家族の構成ですと、890万6,000円までを超えますと対象になってまいりますというふうにお考え願いたいと存じます。

続きまして、後期高齢者分につきましては、今までと同じ構成で収入があるわけでございますが、現にこの890万円取っているお方につきましては、実は計算上では633万円までの方が限度内に収まるわけですけれども、この方は890万円も取っておりますので、そこの中に入ってまいります。

それから、介護分につきましては、計算上では916万3,000円を超えた方が介護分の対象になるわけでございますので、この方につきましては、先ほど890万6,000円ですが、若干下がると、こんなようなモデル的な積算例というふうになっているわけでございますが、御理解願いたいと存じます。

議長（伊藤 裕君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 説明ありがとうございます。

そうしますと、介護保険の場合は40歳から64歳の方が対象世帯というふうになると思いますけれども、それぞれ後期高齢者では633万円を超えると、もう対象になりますよという説明がありますが、医療分、後期高齢者分、介護保険分、全部が該当する世帯というのは何世帯になるのでしょうか。

議長（伊藤 裕君） 税務課長。

〔税務課長 福島雅之君発言〕

税務課長（福島雅之君） 先ほど申し上げさせていただきました各々の世帯数の中で49、88、23というふうにお話しさせていただきましたので、延べ的には全部に該当する方も当然ながら出てまいります。現実には今、その3つの云々という話でございますけれども、49世帯という形が3つをトータルしたものの内容でございます、それが医療分。

それから、今お話しさせていただきました88世帯というのが後期分、それから介護納付分については23世帯の方々が該当してまいりますということで、世帯分の中でお答えさせていただいたところでございますが、よろしく願いいたします。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕



議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対でありますので、討論をしたいと思えます。

その中心となる問題ですけれども、今回の提案は最高限度額を引き上げるという内容でありますけれども、課長の説明を伺っておりますと、4人世帯で1人の人が働いておって2人の子供を養育しているという、そういう家庭において890万6,000円で最高限度額に達するということは、豊かな生活とは言えない状況でもう既に最高限度額に達しているということに大きな問題があるというふうに思えます。

今回の改正によって年間医療分、後期高齢者分、介護保険分、合わせますと4万円の増税ということになります。

一方で、私たちの今の暮らし、収入は減る一方だというふうに思っています。物価も変動が激しく、暮らしにくい生活が大変厳しい先行きも見通せない、そしてこのモデルケースでありますけれども、小学校と中学校の子供さんを抱えている教育費にも非常にお金がかかる、そういうことを考えますと、最高限度額だからいいんじゃないかというふうには到底思えないんですね。うんと収入があって、何千万円も得ていてこの金額ならいいと思えますけれども、普通の暮らしがやっとならざるかどうかという、ちょっと贅沢ができるかどうかぐらいの、そういう世帯に対して余裕があるという条件はないと思えますね。こういう世帯に対して最高限度額が覆いかぶさっていくというそういうことでありますので、私は反対だというふうに思っています。

議長（伊藤 裕君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第31号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立多数であります。

よって、本件は承認することに決定をいたしました。

日程第 8 町長提出議案第 32 号 専決処分の承認を求めることについて

議長（伊藤 裕君） 日程第 8、町長提出議案第 32 号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第 32 号 専決処分の承認を求めることについて。

平成 22 年度上里町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）の専決処分について。

平成 23 年 3 月 31 日に地方自治法第 179 条第 1 項に規定により専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定に基づきまして報告し、承認を求めるものでございます。

まず、概要でございますが、医療制度改革により平成 20 年 4 月より後期高齢者医療制度が施行され、平成 20 年 3 月で老人保健制度は廃止されたところです。しかし、医療給付等の請求は 2 年間遡及適用ができるため、上里町老人保健特別会計はその残余事務として平成 22 年度までの過誤調整分等の精算を行い、平成 23 年 3 月末で廃止となりました。この老人保健特別会計を廃止するため、平成 22 年度の収支をゼロ精算しなければならず、収入支出が決定する 3 月 31 日をもって補正予算の専決処分を行ったものでございます。

なお、特別会計廃止後の老人保健に関わる精算事務については、一般会計で処理を行います。

次に、6 ページをお願いいたします。

平成 23 年 3 月 31 日に専決処分した平成 22 年度上里町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）について御説明を申し上げます。

平成 22 年度上里町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによるものでございます。

第 1 条歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 55 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 66 万 8,000 円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

補正予算書の 7 ページをお願いいたします。

「第 1 表 歳入歳出予算」の補正であります。

歳入につきましては、款 6 諸収入、項 3 雑入であります。これは交通事故による第三者行為に関わる納付金 55 万 8,396 円の収入があったため、55 万 7,000 円の補正予算であります。また、歳出につきましては、款 3 諸支出金、項 2 繰出金であります。一般会計への繰出金で 55 万 7,000 円を補正するものであります。歳入歳出とも 55 万 7,000 円を追加し、予算総額を 66 万

8,000円とするものであります。

慎重審議をいただき、御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第32号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

日程第9 町長提出議案第33号 専決処分の承認を求めることについて

議長（伊藤 裕君） 日程第9、町長提出議案第33号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて。

11ページからお願いいたします。

地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第30号）に伴う上里町税条例の一部を改正する条例について、平成23年4月27日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条3項の規定に基づきまして報告し、承認を求めるものでございます。

今回の概要でございますが、東日本大震災における被災者への負担軽減を目的とした上里町税条例の一部改正でございます。

地方税法附則第42条第3項の追加に伴う東日本大震災に関わる雑損控除額等の特例であります。上里町におきましては、ほとんど該当がないと思われま。震災によりまして、被災され

た住宅や家財等について生じた損失についての措置を講ずる内容でございます。

附則第22条でございます。

第1項及び第2項では、納税義務者の選択により、災害を受けた前年である平成22年度中の総所得金額から雑損控除も適用できると規定したものでございます。

第3項及び第4項では、この震災における雑損控除の対象範囲を納税義務者のみならず、扶養親族の所有である親族資産の損失まで控除することができると規定したものであります。

第5項は、納税義務者の選択により、平成22年分からの総所得金額から雑損控除を適用する場合の申告期限を規定したものであります。町民税の納税通知書が送達される時まで提出されるものまでとしたものでございます。

附則といたしまして、公布の日から施行するものでございます。専決処分の日、4月27日となります。

以上をもちまして、専決処分いたしました上里町税条例改正の内容説明とさせていただきます。慎重審議をいただき、御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第33号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

日程第10 町長提出議案第34号 上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について

議長（伊藤 裕君） 日程第10、町長提出議案第34号 上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第34号 上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例でございます。

初めに、提案理由ですが、地震等の災害に被災した際の特別休暇の取得要件の拡充及び東日本大震災の支援活動に対応するためボランティア休暇の特例を設けるため、所要な改正を行うものでございます。

提案の内容でございます。

第14条第2項第11号につきましては、職員が地震等の災害に被災した場合等における休暇の取得要件を拡充するものでございます。

イでは、被災した職員が復旧活動等を行い、一時的に避難した場合を追加するものでございます。

ロでは、被災した職員及び同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等の確保を行う場合の要件を追加するものでございます。

次に、第14条第2項第19号につきましては、災害または交通機関の事故に際して職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合の要件を追加するものでございます。

次に、附則第4号の改正につきましては、東日本大震災の被災者のためのボランティア活動に参加することを容易にするため、第14条第2項第21号に定めるボランティア休暇の上限日数を東日本大震災に際し、災害救助法が適用された市町村（東京都の市町村を除く）の区域内において活動を行う場合、5日から7日に引き上げ、対象となる活動地域に東日本大震災の被災者を受け入れる地域を追加するものでございます。

なお、この条例の適用期間は平成23年12月31日までであり、公布の日から施行するものであります。

慎重審議をいただき、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、提案説明いたします。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 過去の大きな災害があった時に、上里町ではこのボランティア休暇

を取って活動している職員の皆さんは何人ほどおられるのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（伊藤 裕君） 総務課長。

〔総務課長 戸矢隆光君発言〕

総務課長（戸矢隆光君） 御説明申し上げます。

今まではございませんでした。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第34号 上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11 町長提出議案第35号 上里町税条例の一部を改正する条例について

議長（伊藤 裕君） 日程第11、町長提出議案第35号 上里町税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第35号 上里町税条例の一部を改正する条例について。

地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第30号）に伴う上里町税条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、東日本大震災の被災者への負担軽減を目的とした上里町税条例の一部の改正であり、本案を御提案申し上げるものでございます。

概要でございますが、上里町税条例附則に新設条文2条を加える内容でございます。

条文の概要でございますが、今回につきましては2条の追加となっております。いずれも東日本大震災による災害を受けた場合に適用される内容でございます。当町での該当は直接的な

いものと思われます。

まず、附則第23条でございます。

地方税法附則第45条第2項の追加を受けた東日本大震災に関わる住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例であり、住宅借入金等特別控除枠の適用を受けていた住宅が震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について引き続き税額控除を適用できることと規定したものであります。

次に、附則第24条につきましては、地方税法附則第56条関係の追加を受けて、東日本大震災に関わる固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等についての規定であります。

ここで言います特例とは、土地については、住宅用地として認められると課税標準額が軽減されるというものでございます。この特例について、今回の震災によって住宅が無くなってしまった土地であっても、平成23年度分の固定資産税について住宅特例を受けている場合には、その所得者等が継続して所有し続ける場合においては、平成24年度から平成33年度までの10年間は住宅があるものとみなし、住宅特例を継続することに関しての申告等について、ケースに応じて規定をしております。

第1項では、申告について課税年度の1月31日までに町長に提出するものとして、その記載内容について各号で定めてあります。第1号は納税義務者の住所及び氏名等、第2号は存在した家屋の所有者及び家屋番号、第3号は住宅用地として使用することができない理由、第4号はその他町長が必要と認める事項となっております。また、今回は大震災であったことに配慮して、第1号の納税義務者の部分を相続人等まで範囲を拡大する規定を附則令で定めております。

第2項では、74条で定めている住宅用地の申告について、今回震災用として新たに第1項で追加されているので適用しないとしております。

第3項は、特定被災共用土地の案分の申し出のケースについて規定をしております。分譲マンションのような区分所有に関わる家屋の敷地の用に供される土地の場合には、それぞれの課税は各所有者の有する専有部分の床面積の割合等によるものとされています。しかし、これによらないで案分率を定める場合には、納税義務者全員の合意により申し出ができ、その案分率に応じて課税するというもので、この場合には申し出が必要で、その内容について町長が適当であると認めた場合に適用されるというものの特例であります。

申告は課税年度の1月31日までに代表者が町長に提出するとして、その記載内容について各号で定めてあります。第1号は、代表者の住所及び氏名、第2号は共用土地の所在、番地、地目及び地籍並びにその用途、第3号は存在した区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途、第4号は共用土地納税義務者全員の住所及び氏名並びに共用土地の

案分割、第5号は申し出により案分する割合と算定方法となっています。

第4項では、前項で言う特定被災共用土地の案分の申し出のケースが仮換地の場合についても同様に適用することについて規定をしております。

以上をもちまして、上里町税条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議をいただき、御議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第35号 上里町税条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 町長提出議案第36号 上里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する  
条例について

議長（伊藤 裕君） 日程第12、町長提出議案第36号 上里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第36号 上里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第36号 上里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。



地方税法第20条の4の2第2項の規定に基づき上里町後期高齢者医療の保険料に関わる延滞金を計算する場合において、延滞金額の計算及び保険料に関わる文書の様式を規則に委任するため、所要の改正を行いたく本案を提出するものでございます。

次に、改正の内容について御説明申し上げます。

地方税法第20条の4の2第2項では、延滞金または加算金を計算する場合において、その計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、またはその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てるとあります。後期高齢者医療保険料についても、その規定に準じるため条例改正を行うものでございます。

また、後期高齢者医療保険料に関わる文書の様式等を規則で定めるために条例施行に関し必要な事項の定めを規則に委任するための条例改正でございます。

それでは、改正条文の骨子について御説明申し上げます。

第5条第1項中、「応じ」の下に「当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは」を加える。

第8条を第9条とし、第7条を8条とし、第6条を7条とし、第5条の次の次に1条を加える。

委任関係でございます。

第6条、この条例に定めるもののほか、この条例に関し必要な事項は規則で定めるとなっております。

附則であります。施行期日は公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用するものでございます。

以上で上里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議いただき、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 10番の沓澤です。

今回の改正によって、延滞金額のどういう部分がどのように変わるのでしょうか。延滞金が2,000円を超える超えないところだけの变化でしょうか。それとも、今までですと当該金額につき、納付期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間については年7.3%という、そういう割合で計算がされてきていると思いますけれども、その割合的な部分はないんでしょうか。

か。ちょっと御説明をお願いします。

議長（伊藤 裕君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 高杯一美君発言〕

健康保険課長（高杯一美君） 御説明させていただきます。

延滞金の計算の基礎となる2,000円以下は当初から切り捨てという、その条項が税法上ありますので、それと同一というふうに明記させていただくという形で条例改正をさせていただくという形にさせていただいております。

議長（伊藤 裕君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） それでは、今までは明記されていなかったけれども、同じようにやっていたことを文章的に明記するというで捉えていいんでしょうか。

議長（伊藤 裕君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 高杯一美君発言〕

健康保険課長（高杯一美君） そのような考えでよろしいと思います。

議長（伊藤 裕君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第36号 上里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 町長提出議案第37号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例について

議長（伊藤 裕君） 日程第13、町長提出議案第37号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第37号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、条文の整理及び地方税法第20条の4の2第2項の規定に基づき延滞金の額の計算及び条文の整理について、所要の改正をいたしたく本案を御提案申し上げます。

改正の概要でございますが、介護保険条例第4条第1項中の介護保険料普通徴収の第8期納期限が2月1日から2月28日までとあり、うるう年に関する記述が明記されていませんでした。うるう年については同条第2項で対応しておりますが、「但し、閏年は29日までとする」を加え、条文の整理を行うものでございます。

また、延滞金の額の計算をする場合、税額が2,000円未満であるときは、その全額を切り捨てる規定が地方税法第20条第4項第2号の2に条文化されており、保険料についてもその規定に準じるため条例改正を行うものでございます。

それでは、改正条文の骨子について御説明申し上げます。

第4条第1項中「28日まで」の下に、「（但し、うるう年は29日まで）」を加える。第8条第1項中「応じ」の下に「当該金額が2,000円以上（1,000未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは」を加えるものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行し平成23年4月1日から適用するものでございます。

以上で上里町介護保険条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議をいただき、御議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第37号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 町長提出議案第38号 字の変更について

議長（伊藤 裕君） 日程第14、町長提出議案第38号 字の変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第38号 字の変更について。

初めに、提案理由ですが、神保原駅南土地区画整理事業の換地処分に伴い当該事業区域内の関連する字を変更するため、本案を提案するものであります。

次に、提案の内容について申し上げます。

神保原駅南土地区画整理事業区域内にあります大字神保原町の土地につきましては、大字七本木に編入し小字を廃止すること、並びに事業区域内の大字七本木の小字を廃止するものでございます。

現在、神保原駅南土地区画整理事業につきましては、平成24年度の換地処分を目指して事業推進をしております。今年度に換地計画の策定を予定しております。このため本案を提案するものでございます。

なお、昨年12月から地元区長さんなどを構成員とする大字界等検討委員会を開催するとともに、地域住民への説明会を開催し、地域住民の意見を取り入れたものでございます。

換地処分に伴い土地の番地も変更となり、事業区域内にお住まいの住所が変わることになります。町で住所変更する住民基本台帳や印鑑登録簿などの住民の皆さんが手続を行っていただく運転免許証や法人登記簿等の住所変更の手続がでございます。事業区域内にお住まいの方をはじめ関係者に対しまして必要手続等、今後従前に十分説明をしてみたいと考えておるところでございます。

また、施行日につきましては、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定により、換地処分の公告のあった日の翌日からでございます。

つきましては、地方自治法第206条の第1項の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

慎重審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

たきます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

5 番納谷克俊議員。

〔5 番 納谷克俊君発言〕

5 番（納谷克俊君） この件に関しては、昨年から地元区長さんを中心として検討委員会を開催されたということで、その中で住民説明会に役場の職員も出席をして説明されたこともあると伺っております。小字が無くなったり字が神保原から七本木に変更になるところとか等々あるようですが、総じて大字七本木などの番地が変わるとというのが大きな問題なのかなと思うんですね。一般の方たちでもいろいろな書類等、先ほど副町長のほうからお話しありましてとあり、住民票等々変わってくるということですが、営業されている方については、いろいろ影響が出てくると思うんですね。簡単に言えば、印刷物の住所が変わったりということについて、そういったことで結構大きな影響が出てくると思うんですが、住民説明会においてはそういったものに対する質問が出たのかということと、結構多額な費用がかかってくると思うんですが、その費用に対して何らかの措置といいますか、町として何か考えられているのかなと思って、その点についてお伺いしたいと思います。

議長（伊藤 裕君） まち整備課長。

〔まち整備課長 岩田貞祐君発言〕

まち整備課長（岩田貞祐君） この字の変更につきましては、納谷議員さんがおっしゃったとおり、前年の12月頃から検討委員会を開きまして検討してまいりました。その中で、住民説明会等も行ってきましたが、その中で質問の営業の方の件につきましては、そういった質問はございませんでした。

それから、こういった費用負担、住所が変わることによりまして、いろいろ費用負担が生じてくるということでございますけれども、これにつきましては、説明会の中では、地権者の方にこれは負担していただくということで説明してまいりました。

そういった営業の方も当然そういった出費が重なるわけですが、これについてはどの区画整理事業を見ましても、こういった費用につきましては、各地権者が公平に負担していただいているというのが通常であります。

以上です。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑ありませんか。

5 番納谷克俊議員。

〔 5 番 納谷克俊君発言 〕

5 番（納谷克俊君） 5 番納谷です。丁寧な説明ありがとうございます。

もう一点心配なことが上里町役場の庁舎の番地も変わってくるかなと思うんですけれども、関連になっちゃったら失礼ですけれども、この件に対する周知というのは、恐らく広報使ったり、ホームページ使ったりと思うんですけれども、何か考えられる不都合とありますか、またそれに対する対策というのは考えられているんですかね、ちょっと関連になってしまいかね。可能だったら、御答弁いただきたいと思うんですが。

議長（伊藤 裕君） まち整備課長。

〔まち整備課長 岩田貞祐君発言〕

まち整備課長（岩田貞祐君） この件につきましては、先日、庁内の課長会を開きまして、その中でこういった町の役場の地番も変わってまいりますので、そういったことに対する影響というのを各課長に周知いたしまして、どういったことが影響出てくるかということは今後検討していただきまして、換地処分を来年の10月頃を予定しております。その中で住所が変わることによりまして、例えば封筒の住所の印刷とか、それから住民基本台帳のコンピューターのシステムの変更、そういった変更が考えられますが、そういった問題についてあらかじめ事前に検討していただいて、予算措置そういったものが今年度から必要になりますので、そういった検討をお願いしてあります。

今後、そういったものを検討しながら、煮詰めてまいりたいということで考えております。

以上です。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありませんか。

8 番新井實議員。

〔 8 番 新井 實君発言 〕

8 番（新井 實君） 30ページの神保原駅南土地区画整理事業の上の地図ですけれども、この地図は一番上の四角のところは神保原駅で、駅の南で十字路の道路という下の交差点のあるところは、役場の前の道路でよろしいのでしょうか。

議長（伊藤 裕君） まち整備課長。

〔まち整備課長 岩田貞祐君発言〕

まち整備課長（岩田貞祐君） 従前の土地ですが、上のほうにあります四角が駅前広場になります。その道路と、あとこれでいくと東西の道路ですが、これが役場のすぐ北側を走っています道路になります。

議長（伊藤 裕君） 8 番新井實議員。

〔 8 番 新井 實君発言 〕

8番（新井 實君） 今、課長から説明いただいてありがとうございました。

それからあと点線の部分の神保原地区が七本木地区に変わる、現在、居宅しておる軒数と、あここに地名が変わる軒数を何件くらいあるか、すみません、よろしく願います。

議長（伊藤 裕君） まち整備課長。

〔まち整備課長 岩田貞祐君発言〕

まち整備課長（岩田貞祐君） 現在、住んでいる方ということでございますけれども、こちらで把握できるのは筆数とかは把握できるわけですが、アパートとかマンションとかございまして、こういった方が何軒くらいあるかというのは、現在のところ把握しておりません。

そういったことで、今後、事業が進むにつれましてそういった住民等への周知がございますので、今後、これにつきましては全体を把握していきたいと思っておりますが、現在、こちらで把握しているのが約400軒位ではないかなと想定しております。

それから、どのくらい変わるという筆数があるかということでございますが、神保原地区が約12筆ございます。それから、七本木の地区が685筆、合計697筆が変更する地番でございます。

以上です。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第38号 字の変更についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開は35分からとします。

午前10時25分休憩

午前10時35分再開

日程第15 町長提出議案第39号 平成23年度上里町一般会計補正予算（第1号）

議長（伊藤 裕君） 日程第15、町長提出議案第39号 平成23年度上里町一般会計補正予算

(第1号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長(高野正道君) 御提案申し上げました議案第39号 平成23年度上里町一般会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

平成23年度上里町一般会計補正予算(第1号)。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,639万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億2,669万3,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

「第1表 歳入歳出予算補正」を説明いたします。

2ページをお願いいたします。

初めに、歳入からですが、款15県支出金は、市町村地域子育て支援事業10分の10の全額補助でございます、の補助金600万円、児童虐待防止対策緊急強化事業300万円、10分の10の全額補助事業でございます。ふるさと創造資金120万円、これにつきましては町制施行40周年記念事業の各事業が補助事業として採択されたことによりまして計上しております。対象事業は、総務課のイメージアップ推進事業、総合政策課の企画振興事業、郷土資料館運営事業等でございます。合計をいたしまして1,020万円を補正計上いたしました。

款19繰越金は、前年度繰越金を1,119万3,000円追加補正し、1億1,119万3,000円といたします。

款の20諸収入は、自治総合センターコミュニティー助成事業助成金500万円となっております。これは宝くじの受託事業収入を財源として、地域のコミュニティー活動に助成をされるものでございます。今年度は2地区ということで、それぞれ250万円、合計500万円となっております。

歳入合計の補正額は2,639万3,000円となっております。

次に、歳出でございます。

款の2 総務費は、先ほど御説明を申し上げましたコミュニティー助成事業助成金の500万円とふるさと創造資金を活用した講演会等の予算を計上いたしました。

款の3 民生費は、県支出金の市町村地域子育て支援事業補助金と児童虐待防止対策緊急強化事業補助金の100%補助を活用いたしまして、子育て支援といたしまして、公園遊具の木製アスレチック等の修繕や児童館と保健センターへのAEDの設置、児童虐待防止として広報啓発



用の自動車購入や啓発用品、町内小・中学生を対象といたしまして配布予定の啓発のストラップの購入を計上いたしました。

款の4 衛生費は、環境衛生事業として新たに住宅用太陽光発電システム設置補助金を創設のため、300万円を計上いたしました。

地球温暖化防止対策と太陽光を利用したクリーンエネルギーの導入を支援することを目的に、住宅に太陽光発電システムを設置する方に対する補助でございます。1キロワット当たり3万円で10万円を上限とし、商工会発行の共通商品券として補助することにより地域経済の活性化を図ります。

款6 商工費は、町制施行40周年記念の一環として実施を予定しております公開録画番組の舞台委託料、消耗品等の費用を計上いたしました。

款の7 土木費は、上里サービスエリア周辺地区道路整備事業の進捗に伴い、測量等の委託費575万7,000円を計上いたしました。上里サービスエリア南側のアクセス道路について、企業誘致支援及び社会資本整備総合交付金の申請、計画推進のために道路測量・設計を行う予定でございます。

款の8 消防費は、災害対策として町内の避難所26カ所の設備充実のため、防災毛布、水、クラッカーや投光機など196万6,000円を計上いたしました。

款の9 教育費は、中学生海外派遣事業の事業費が航空燃料等の高騰に対応するため、110万円を増額補正するものでございます。

なお、県支出金のふるさと創造資金の補助決定により、総務費と教育費を財源補正をしております。

歳出補正額の合計は、歳入総額と同額の2,639万3,000円となっております。

別紙の補正予算、平成23年6月補正の一般会計の各課ごとの主な金額、歳入歳出については参考ということでつけさせていただいておりますので、参考にしていただければと思います。

以上が一般会計補正予算（第1号）の提案説明でございます。慎重審議をいただき、御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

5 番 納谷克俊議員。

〔5 番 納谷克俊君発言〕

5 番（納谷克俊君） ちょっと聞き取れなかったもので、1点、もう一度御説明いただきたいのが、歳出の款3の民生費の中で児童福祉総務費の施設備品購入のところ、もう一度ちょっ

とゆっくり目で御説明をお願いしたいということが1点目です。

2点目が児童虐待防止対策緊急強化事業費補助金、10分の10ということで、これを多分説明だと充当をして、啓発用の自動車を購入されるということで217万2,000円計上されているんですが、この啓発用の自動車200万円って、これ普通車かなと思うんですけども、どのような車を検討されているのかということと、啓発用にそれだけの車が要るのか。啓発ってただ考えると軽自動車でいいのかなという気がしていますので、それが2点目でございます。

3点目ですけれども、住宅用太陽光発電システム設置費、これ補助金ですけれども、一般質問でもさせていただいたんですが、補正予算の議案審議ということなので、もう一度御答弁いただきたいんですが、これが原案可決されたときの実施時期と補助金の交付の仕方といたしますか、商工会の商品券でということですが、これについて地元企業が施工の場合、何か割り増しのようなことができないのかということが3点目です。

それと最後ですけれども、4点目で、歳出の補正で出てくるかと思ったんですけども、当初予算の審議の中で、私の質問に対して町長が町長交際費が過去の執行状況が昨年22年度が90万円ちょっとですか、21年度が80万円ちょっとということで、例年150万円計上しているけれども、150万円の執行がないので、これは6月定例会で減額補正をしていきたいということで、それをほかの事業に充てたいという答弁をされたと思います。恐らく今回してこないのは、40周年の事業があるということで、例年以上の交際費の支出を予定しているという答弁がなされるかなと思うんですが、違ったらすみませんね。40周年だからといって、とかく交際費がそんなに見込まれるとは通常思いません。

ということで、まだまだ5月、6月の段階で交際費を減額補正するのはどうなのかなという気もしますが、例年80万円、90万円の執行なら20万円ぐらい減額補正してもよかったのかなと。それでほかの部分、太陽光発電ならこれに300万円を320万円にするだとか、そういった配慮をいただきたいかなと思うんですが、3月定例会の中での当初予算の審議の中で6月で減額補正をしたいということだったんですが、減額補正をされなかった理由をお伺いしたいと思います。

以上、答弁をお願いいたします。

議長（伊藤 裕君） 福祉こども課長。

〔福祉こども課長 関根健次君発言〕

福祉こども課長（関根健次君） 御説明申し上げます。

先ほど議員さんから御質問いただきました児童虐待の関係でございますが、補正予算の説明書の3ページのところに歳入のところ、子育て支援のほうで600万円、児童虐待のほうで300万円という歳入がございます。

歳出のほうでございますが、4ページをお開きいただきたいと思います。4ページの下欄でございますが、まず自動車購入費が217万2,000円、こちらが児童虐待で購入を予定しております車両でございます。5人乗りのバンタイプで、実は福祉こども課には現在5人乗りバンがございまして、例えば巡回であるとか保護者の救護であるとか、そういうものに使っております。

そちらが実は年数が過ぎてございますので、今回10分の10の補助事業に該当するということなので、児童虐待のほうで予算をいただいて、児童虐待の巡回並びに緊急保護であるとか移送であるとか、そういうものに福祉のほうとあわせて使えるように配備を計画しているものでございます。

それから、その下に施設備品購入費295万円というのがございますが、こちらは子育て支援のほうのやはり10分の10の300万円の補助事業を使いまして、A E D（体外式除細動器）を6台、児童館等へ配置を予定しておるものでございます。

以上でございます。

議長（伊藤 裕君） 副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） まず、町長交際費の関係でございますけれども、3月の当初予算の議論の中で予算計上の150万円について、今後、新年度予算の補正予算の中で減額で調整を検討したいという答弁をさせていただきました。これにつきましては、23年度については、1つは23年度の町長交際費の推移を見守るということと、それでより正確な数字が上がった段階で補正減の数字を確定をしたいということで9月補正を今、予定をしているところでございます。6月補正ということも考えたわけでございますけれども、そういう意味で、23年度の町長交際費の推移を見ながら、よりの確な数字の補正の減額を計上するというところで、9月補正ということでも考えたわけでございます。

それと住宅の太陽光の設置の補助金の関係でございますけれども、これについては本来、当初予算、補正予算で上げるのはいかなのかというような議論もあると思いますけれども、今回の東日本大震災、原発関係等々を受けまして、また本来の趣旨でございます地球の温暖化ですとか、CO<sub>2</sub>の大幅な削減、そういうものの勘案をいたしまして、今回6月でお願いをしたところでございます。

そういう中で、御意見といたしましてこの補助金の内容を地元企業をこの中で設置をした場合には割増というような御意見もございましたけれども、今の段階では、この事業を推進する中で、今後の課題ということで受けとめさせていただければありがたいと思います。

なお、太陽光の関係の施行期日の関係ですとか、そういう内容については、担当課長のほう

から説明をさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長（伊藤 裕君） 町民環境課長。

〔町民環境課長 木村隆之君発言〕

町民環境課長（木村隆之君） 御説明申し上げます。

実施時期につきましては、平成23年7月1日を予定しています。7月1日以降の太陽光発電システムを設置した分から適用していくというふうに考えてございます。また、交付の方法なんですけれども、交付の方法は今、商工会と検討をしているところなんですけれども、一つ考えられるのは、町と商工会、補助対象者等協議書みたいなものを結び、町から補助、交付決定書を商工会に持って行って、商工会がそこで商品券を交付する。商工会が受領書を添えて町に補助金を請求する。ただ、うちのほうで組んであるのが補助金でございますので、ちょっと難しい部分もあると思います。

もう一つの方法は、町が補助対象者に現金で支給をする。現金で支給をして、ただまたその現金をすぐ預かって、今度町が、一旦商工会のほうから商品券を預かっておいて、その現金を一旦払うんですけれども、それまた現金回収してまた商品券買うと、ちょっと難しいやり方なので、今その辺を検討中でございますので、もう少しお待ちいただきたいと思います。

以上です。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑ありませんか。

2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） 2点ほどお伺いします。

4ページの歳出のところ、コミュニティ活動事業ということで、この前の説明だと宝くじの資金で2地区に250万円を割り当てるということでありましたが、この内容について1点お聞きしたいことと、先ほど納谷議員から話があって、3の民生費で説明ありました施設備品購入費でAEDを6台ということでお聞きしたんですが、ちょっと細かい話で申しわけないんですが、児童館は多分5カ所だと思うんですね。6台というのはどういう内容なのか、ちょっともう一度御説明願います。

以上です。

議長（伊藤 裕君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 石原秀一君発言〕

総合政策課長（石原秀一君） それでは、私のほうから自治宝くじの関係の御説明を申し上げます。

自治総合センターさんのほうでやっておりますコミュニティ事業に係る助成事業でございま

す。地域でそれぞれいろいろなお祭りだとかいろいろな事業あるわけでございますけれども、これの施設備品購入費に対して250万円まで、それぞれ10分の10の補助ということでございます。これらにつきまして、区長総会のときに私どものほうから事業説明を行い、地域のほうからそれぞれ希望がある場合に、事業計画書を上げていただいているところでございます。

この事業計画書につきまして、自治総合センターのほうに進達をするわけでございますけれども、これは埼玉県さんが事務をしてございますので、埼玉県を通じて提出をさせていただいているところでございます。

従前ですと、4月から5月ぐらいに内示というのが今までの事務の予定ではございますけれども、今回震災関係等がございまして、事務が遅れているということでございます。今回の申請につきましては、従来の上里町で予定されております事業についての箇所数を参考にそれぞれ地元希望をとらえて2カ所予算を計上しているところでございます。

議長（伊藤 裕君） 福祉こども課長。

〔福祉こども課長 関根健次君発言〕

福祉こども課長（関根健次君） 山下議員の御質問に説明させていただきます。

A E D 6 台の配置先ですが、この補助事業が地域子育て創生事業という地域の子育てを支援するという事業でございまして、児童館が5館、それから保健センターを予定しております。

議長（伊藤 裕君） ほかにありませんか。

10番沓澤議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 先ほど議論されていましたが住宅用太陽光発電システム設置費の補助金でありますけれども、交付の仕方がまだこれからだということで質問というよりは要望ですけれども、なるべく単純明快な方向にさせていただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第39号 平成23年度上里町一般会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 町長提出議案第40号 平成23年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別  
会計補正予算（第1号）について

議長（伊藤 裕君） 日程第16、町長提出議案第40号 平成23年度上里町神保原駅南土地区  
画整理事業特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第40号について説明をさせていただきます。

議案第40号 平成23年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、  
次に定めるところによるものであります。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ338万2,000円を増額いたしまして、歳入歳出  
予算の総額を歳入歳出それぞれ5,190万2,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金  
額は、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載されているとおりでございます。

次に、2ページでございます。

「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。

歳入につきましては、款3繰越金、項1繰越金を338万2,000円を増額するものでございます。

次に、歳出でございますが、事業費といたしまして補正額338万2,000円を増額するものでご  
ざいます。

事業費の内容でございますが、工事費を90万円、補償・補てん及び賠償金を248万2,000円、  
合計338万2,000円を増額するものでございます。

工事費につきましては、現在、久保新田神社等を公園に仮安置してございまして、移転先の  
用地確保ができたため、地域との協議の結果、町で移転工事を行う費用を計上させていただきました。  
また、23街区の建物等移転完了後に行う整地工事を行う費用につきましても計上をさ  
せていただきました。

補償・補てん及び賠償金につきましては、久保新田神社移転のための費用とともに23街区の  
補償物件について、当初予算に計上した額に対して、今年3月に委託業務で積算を行った補償  
額が上回ったため、補正をさせていただくものでございます。

なお、事業の進捗状況でございますが、今回の議会に字の変更についての議案を提出をさせていただきました。今回の補正予算に計上させていただいた工事や移転について早期完了を目指すとともに、換地計画の作成を行い、来年度における換地処分を目指してまいりたいと考えております。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。慎重審議をいただき、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

5番納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） 先ほど字界変更のところ、もう換地処分も来年10月ぐらいを目途にやっているということで、大変長かった駅南土地区画整理事業もゴールが見えてきたところなのかなと思いますが、今回、神社、これに伴う建物移転費用だとか街路築造工作物移転費用、補償等出ておりますが、これが100%執行されたとして、あと建物移転補償だとか工作物の移転補償等、該当するものがあるのかどうかと、それからまだ、付け保留地とかの問題もあるかなと思うんですが、当初予算プラスこの補正予算が100%執行されて、どのくらい残っているのか、答弁をお願いいたします。

議長（伊藤 裕君） まち整備課長。

〔まち整備課長 岩田貞祐君発言〕

まち整備課長（岩田貞祐君） 今回、補正をいたしました工事費と補償・補てん及び賠償金でございますけれども、これで大方の工事並びに補償というのは終了いたします。そういったことで、あとは換地計画とか換地処分、そういったものに費用がかかるということで、工事補償等については、これで終了するということになると思います。

若干やっていく過程の中で、多少の工事の出費等は出てくるかと思われませんが、大方の工事についてはこれで終了ということでございます。

以上です。

議長（伊藤 裕君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第40号 平成23年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

散 会

議長（伊藤 裕君） 本日はこれをもって散会します。

御苦労さまでした。

午前11時15分散会